令和３年４月２日

吸収分割に係る事後開示事項

（分割会社）
名古屋市中区錦三丁目 10 番 32 号
AMG ホールディングス株式会社
代表取締役　　長谷川　克彦

（承継会社）
名古屋市中区錦三丁目 10 番 32 号
株式会社エムジーホーム
代表取締役　　阿部 洋二

AMG ホールディングス株式会社（旧株式会社エムジーホーム。以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エムジーホーム（旧株式会社 MG 準備会社。以下「承継会社」といいます。）は，両社の間で令和２年 12 月 24 日に締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき，令和３年４月１日を効力発生日として，分割会社がその一切の事業（但し，分割会社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配および管理並びにグループ運営に関する事業を除くものであり，以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割を行うに際して，会社法 791 条１項１号及び会社法施行規則 189 条並びに会社法 801 条３項２号及び会社法施行規則 201 条に定める事項は，下記のとおりです。

記

１　吸収分割が効力を生じた日
令和３年４月１日

２　分割会社における次に揚げる事項について

⑴　会社法 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過
分割会社において，会社法 784 条の２の規定による請求を行った株主はいませんでした。

⑵　会社法 785 条の規定による手続の経過
分割会社は，会社法 785 条３項及び４項の規定に従い，令和３年２月 15 日付け電子公告において，その株主に対して，吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を公告しましたが，株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

⑶　会社法 787 条の規定による手続の経過

分割会社は，新株予約権を発行していなかったため，会社法 787 条の規定による手続は行っておりません。

⑷　会社法 789 条の規定による手続の経過

分割会社は，会社法 789 条 2 項及び 3 項の規定に従い，令和 3 年 2 月 15 日付け及び同月 22 日付け官報並びに同月 15 日付け電子公告において，その債権者に対し，本分割に対する異議申述公告を行いましたが，申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3　承継会社における次に揚げる事項について

⑴　会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において，会社法 796 条の 2 の規定による請求を行った株主はいませんでした。

⑵　会社法 797 条の規定による手続の経過

承継会社は，会社法 797 条 3 項及び 4 項の規定に従い，令和 3 年 2 月 15 日付け及び同月 22 日付け官報において，その株主に対して，吸収分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所を公告しましたが，株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

⑶　会社法 799 条による手続の経過

承継会社は，会社法 799 条 2 項の規定に従い，令和 3 年 2 月 15 日付け及び同月 22 日付け官報によりその債権者に対し異議申述公告を行い，また，知れている債権者に対しては催告書により各別の催告を行いましたが，申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4　吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は，本分割の効力発生日である令和 3 年 4 月 1 日をもって，分割会社から，本件分割契約に従い，分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。

5　会社法 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

令和 3 年 4 月 1 日

6　その他吸収分割に関する重要な事項

⑴　本分割における割当ての内容

分割会社は，本分割効力発生時点において，承継会社の全発行済株式を保有していたため，承継会社は，本分割に際して株式，金銭その他の財産を交付しておりません。

⑵　承継会社における資本金及び準備金の変動

本分割によって承継会社の資本金及び準備金の額は変動しておりません。

以上